

要 望 書

指定管理者制度における賃金水準スライド制度の促進について

令和5年（2023年）春のコロナ感染症対策の緩和を受けて、地域の劇場、音楽堂等でも徐々に従来の活動を取り戻しつつあります。一方でロシアによるウクライナへの軍事侵攻や著しい円安等を受けて、光熱費を中心に諸物価の高騰が運営の足を引っ張っています。

国は、令和5年（2023年）6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」において「新しい資本主義」に向けて「構造的賃上げの実現を通じた賃金と物価の好循環へとつなげる」としています。更に、具体的な施策として中小企業・小規模事業者に対して「賃上げ促進税制」等を用いるなど、広く賃上げを促しています。

一方で、指定管理者制度における協定の多くでは指定管理料を期間中一定額とすることを基本としており、提案時に雇用者の賃金昇給分を見込んでいる、或いはリスク分担において諸物価の高騰分は指定管理者が負うとしています。これは、30年に渡るデフレ経済や横ばいの賃金水準を前提とした制度設計で、国の目指す賃上げへの新たな取り組みとは相容れないものとなっています。

また、劇場、音楽堂等の指定管理者の47%（※）を占める地域の公益法人は、収益事業が駐車場の営業等と限定的なうえ、収支相償原則により利益確保が限られ、内部保留が1年分の事業費相当額に限られるなど、自身の経営努力で増収による賃上げを継続的に行うことが困難な環境に置かれています。更に一部の公益法人では増益の一定額を自治体に戻し入れする制度も散見され、より一層継続が困難な状況となっています。

既に幾つかの自治体では、指定管理者の経営リスクによる管理業務の質の低下や継続の破棄等を懸念し、指定管理料（人件費等）をスライドさせる制度を設け始めています。

しかしながら、このような対応先は限定的であることから、自治体に向けて、指定管理者が継続的な賃上げを可能とする配慮を通知等で促すように強く要望いたします。

- ・横浜市：指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/shiteikanrisha/kumin/senteiinkail.files/tebiki.pdf>

- ・名古屋市：指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き

https://www.city.nagoya.jp/somu/cmsfiles/contents/0000011/11724/slide_tebikiR05.pdf

※公文協（文化庁委託）「令和4年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」